

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件 四〇二
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件四件 四〇三
  - 道路の区域を変更する件八件 四〇三
  - 道路の供用を開始する件六件 四〇五
  - 都市計画を変更した件 四〇七
- 公 告
- 特別褒賞を実施した件 四〇七
  - 一般競争入札を行う件二件 四〇六
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 四〇一

## 告 示

### 福島県告示第四百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和元年十二月二十七日から令和二年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール門田店 福島県会津若松市東年貢一丁目四四ほか
- 二 変更しようとする事項  
1 駐車場の収容台数

- （変更前）二百六十台  
（変更後）二百二十八台
- 2 駐車場の自動車の出入口の数  
（変更前）七ヶ所  
（変更後）五ヶ所
- 三 変更しようとする年月日  
令和二年八月十五日
- 四 届出年月日  
令和元年十二月十六日
- 五 届出をした者  
株式会社リオン・ドールビズ

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、岩瀬土地改良区から令和元年十一月二十七日付けで申請のあつた定款の変更について、同年十二月二十日認可した。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

### 福島県告示第四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、布藤堰土地改良区から令和元年十一月二十八日付けで申請のあつた定款の変更について、同年十二月二十日認可した。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

### 福島県告示第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、会津中央土地改良区から令和元年十二月六日付けで申請のあつた定款の変更について、同月二十日認可した。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

### 福島県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、江花川

沿岸土地改良区から令和元年十二月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

福島県告示第四百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	郡山市湖南町福良字堂 ノ窪九一四七番二地先 から 同 市湖南町福良字家 老九四一三番一地先ま で 郡山市湖南町福良字堂 ノ窪九一四七番二地先 から 同 市湖南町赤津字堂 ノ前六七八八番地先ま で 郡山市湖南町福良字堂 ノ窪九一四七番二地先	変更前 A 九・四〇 五二・〇	B 六・六〇 三二・〇	八二二・七
	郡山市湖南町福良字堂 ノ窪九一四七番二地先 から 同 市湖南町赤津字堂 ノ前六七八八番地先ま で 郡山市湖南町福良字堂 ノ窪九一四七番二地先	変更後 A 八・〇〇 四四・二	B 一九・〇〇 三一・五	五、〇七四・〇 一、〇三九・七

から 同 市湖南町福良字家 老九四一三番一地先ま で 郡山市湖南町福良字惣 ノ前六七八八番地先ま で	C 九・七〇 七七・四	四、〇〇八・〇
--	-------------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七 九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先まで 大沼郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先から	変更前 A 九・二〇 六一・一	B 五・八〇 一五八・八	二、一九六・二 九、六九八・〇
	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七 九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先まで 大沼郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先から	変更後 C 一三・八〇 二六・六		四七一・四

福島県告示第四百八十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

(道路計画課)

同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先まで	変更後	D 二一・〇 一三二・五	四、八七三・八
大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七 九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先まで 大沼郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先から 同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで	A 九・二 六一・一	B 五・八 一五八・八	二、一九六・二 九、六九八・〇
	C 一三・八 二六・六	D 二一・〇 一三二・五	四、八七三・八

福島県告示第四百八十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 矢吹線	須賀川市大久保字室貫 二六番一〇地先から 同 市大久保字室貫 三三番一〇地先まで	変更前 変更後	八・六 一五・六	四七九・三
		変更後	一一・二 二二・二	四七九・三

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年十二月二十七日

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 矢吹線	須賀川市矢沢字旗門場 六五番二〇地先から 同 市矢沢字八幡山 六〇番一〇地先まで	変更前 変更後	六・八 一七・〇	六〇二・九
		変更後	一〇・四 二〇・〇	六〇二・九

福島県知事 内 堀 雅 雄

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年十二月二十七日

課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道中野 須賀川線	須賀川市影沼町二三五 番一地从り 同 市影沼町一二番 一地先まで	変更前 一四・六〇 四二・〇〇 変更後 一二・六〇 六〇・八〇	一四・六〇 四二・〇〇	一五四・八 一五〇・七

(道路計画課)

福島県告示第四百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道母畑 須賀川線	須賀川市北上町一〇五 番五地先から 同 市北上町一四三 番地先まで	変更前 七・八 変更後 一一・四〇 一七・〇〇	(メートル) (メートル)	四三・〇 四三・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道母畑 須賀川線	須賀川市雨田字六拾田 七二番六地先から 同 市雨田字下苗内 八五番二地先まで	変更前 八・五〇 一五・四〇 変更後 九・〇〇 三八・〇〇	(メートル) (メートル)	三〇八・五 三〇八・五

(道路計画課)

福島県告示第四百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道母畑 白河線	西白河郡中島村大字松 崎字堂ノ入二番地先か ら 同 郡同 村大字滑 津字代畑一四三番四地 先まで	変更前 八・七〇 三八・六〇 変更後 一一・五〇 三〇・二〇	(メートル) (メートル)	三三三・九 三三三・九

(道路計画課)

福島県告示第四百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁 六二五番五〇地先から 同 郡同 町松坂字博士沢丁 六二五番五〇地先まで	令和元年十二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第四百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山矢吹線	須賀川市矢沢字旗門場六五番二地 先から 同 市矢沢字八幡山六〇番一地 先まで	令和元年十二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第四百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山矢吹線	須賀川市大久保字室貫二六番一二 地先から	令和元年十二月二十七日

同 市大久保字室貫三二番一地  
先まで

(道路計画課)

福島県告示第四百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道中野須賀川線	須賀川市影沼町二三三番一地先か ら 同 市影沼町二二番一地先まで	令和元年十二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第四百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道母畑須賀川線	須賀川市北上町一〇五番五地先か ら 同 市北上町一四三番地先まで	令和元年十二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第四百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道母畑須賀川線	須賀川市雨田字六拾田七二番六地 先から 同 市雨田字下苗内八五番一地 先まで	令和元年十二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第四百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、田村三春小野都市計画下水道を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 都市計画から除外された土地の区域  
田村市船引町春山のうち、字赤間田及び字轟淵の各一部の区域
- 二 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公 告

公告第百五十八号

職員に対する特別ほう賞に関する条例(昭和四十三年福島県条例第一号)第三条の規定により、次のとおり特別褒賞を実施した。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

特別褒賞を受けた者	特別褒賞金の種類	功 勞 の 概 要
高速道路交通警察隊	障害者特別	被表彰者は、平成二十三年三月十一日に

警部補 木村 宏文

褒賞金及び  
傷病者特別  
褒賞金

発生した東日本大震災に際し、双葉郡富岡町仏浜地内において、身の危険を顧みることなく住民の避難誘導活動に尽力し、職務を遂行したものである。

警備部公安課  
警部補 小松 太輔

同

被表彰者は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に際し、双葉郡富岡町仏浜地内において、身の危険を顧みることなく住民の避難誘導活動に尽力し、職務を遂行したものである。

(職員業務課福利厚生室)



## 公告第159号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける帰還困難区域内におけるモニタリングポスト電源多重化業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年12月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 帰還困難区域内におけるモニタリングポスト電源多重化業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月25日まで
  - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年1月17日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室  
電話024-521-8498
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和元年12月27日（金）から令和2年2月4日（火）まで（土曜日及び日曜日、令和元年12月30日（月）から令和2年1月3日（金）まで並びに同月13日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布に関する事項  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
  - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
  - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
  - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
  - (1) 日時 令和2年2月5日（水）午後1時30分
  - (2) 場所 福島県庁北庁舎2階小会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年2月4日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

- ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力  
本件入札は、その契約に係る国の予算の繰越承認がされ、予算の執行が可能となっ  
たときに、入札の効力が生じる。
- 11 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary  
(1) Nature and quantity of the services to be required: Installation of  
emergency power generators for multiple power sources of monitoring posts  
to be equipped inside the difficult-to-return zone 1 set  
(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 5 February 2020  
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 4 February 2020  
(4) Contact point for the notice: Radiation Monitoring Unit, Nuclear Power  
Safety Division, Risk Management Section, Risk Management Department,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City,  
Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-8498  
(原子力安全対策課放射線監視室)

### 公告第160号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける帰還困難区域外におけるモニタ  
リングポスト電源多重化業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地  
方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）  
第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）  
第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年12月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 帰還困難区域外におけるモニタリングポ  
スト電源多重化業務 一式  
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月25日まで  
(4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要  
な資格の確認を受けた者であること。  
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該  
当しない者であること。  
(2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受け  
ていない者であること。  
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしてい  
る者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規  
定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあっ



ては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年1月17日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室  
電話024-521-8498
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和元年12月27日(金)から令和2年2月4日(火)まで(土曜日及び日曜日、令和元年12月30日(月)から令和2年1月3日(金)まで並びに同月13日(月)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布に関する事項  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
  - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
  - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
  - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
  - (1) 日時 令和2年2月5日(水)午後2時30分
  - (2) 場所 福島県庁北庁舎2階小会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年2月4日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力  
本件入札は、その契約に係る国の予算の繰越承認がされ、予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 11 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
  - (1) Nature and quantity of the services to be required: Installation of

emergency power generators for multiple power sources of monitoring posts to be equipped outside the difficult-to-return zone 1 set

- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:30 p.m., 5 February 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 4 February 2020
- (4) Contact point for the notice: Radiation Monitoring Unit, Nuclear Power Safety Division, Risk Management Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-8498

(原子力安全対策課放射線監視室)

公告第百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画市街地再開発促進区域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画高度利用地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和元年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

